

■【トピックス】

中国通貨切り下げ！



中国人民銀行が“元”の米国ドルに対する為替レートを切り下げました。このことは、見かけの経済指標以上に、中国経済が悪化しているということにほかなりません。今後、どこまで元を切り下げるかは未知数ですが、相当下げると予測されます。

元の切り下げは、今後新興国、特に東南アジアの通貨の下落に波及することが予想されます。日本企業も世界戦略の見直しを迫られることになるでしょう。中小企業も今後の動向に注視する必要があります。

■【ビジネス・アイ】

電子帳票保存法！

社長 「最近、古い書類の保管スペースがなくなってきたよ。税務上の書類の保管期間って何年だったかなあ？」

花野 「国税関係書類の保管期間は、原則7年ですね。ただ繰越欠損金がある場合には、例外的に10年間保管する必要があります」

社長 「そうすると、うちの会社は幸い黒字だから7年でいいけど、それでも紙で保管すると大変だよな。場所もとるし、管理や処分のコストも掛かるからね」

花野 「そうですよね。それなら帳票をデータ化して保存されてはどうですか？7月に電子帳簿保存法の通達が改正されて、スキャン保存できる書類の範囲が広がって、要件も緩和されましたから」

社長 「そうなんだ。これまではなんか要件が厳しくて、適用できる書類も限定されているから面倒くさいというイメージしかなかったんだけどね」

花野 「そうですね。これまでは契約書や領収書は3万円未満のものしか電子保存を認めないとか、電子署名が必要だとか、使い勝手が悪い面がありました。しかし、今回の改正で金額基準はなくなり、3万円以上の書類でもOKですし、電子署名も必要なくなりました」

社長 「それなら、うちの会社でも導入できるかもしれないね。総務の担当者にさっそく検討させてみるよ」

花野 「それがいいですね」

■【今月のキーワード】

スキャン保存

電子帳簿保存法では、原本が紙の国税関係書類のうち、紙で保存すべき帳簿・決算関係書類以外の書類については、一定の要件の下でスキャナを使用して作成した電子データにより保存することが認められています。具体的には、原本が紙の契約書、領収書、請求書、納品書、送り状、検収書、見積書、注文書などです。ただし、スキャン保存の適用を受けるためには、あらかじめ税務署長の承認を受ける必要があります。詳しい要件等の解説は、国税庁のQ&Aに記載されています。

■【今月の1冊】

『名古屋めし』

大竹 敏之 著

リベラル社 ¥1400

名古屋名物の食べ物を通称「名古屋めし」といいます。味噌カツ、手羽先、味噌煮込みうどん、ひつまぶし、きしめん、あんかけスパなどなどです。

どれも名古屋人にとっては馴染みの味ですが、どの店で食べても美味しいとは限りません。この本では名古屋でも、本当に名古屋めしが美味しいお店を取り上げて紹介しています。是非、名古屋めしをご賞味ください。



■【編集後記】

8月の石垣島での恒例のダイビングで怪我をしました。ちょっと無理をしました。右足のふくらはぎの肉離れです。歩くにも不自由しています。年を取ったら無理は禁物ですね。それにしても怪我をして初めて気がつくことも多いですね。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.102（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2015.9.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>